

令和8年度第1回前橋市学校給食運営委員会 次第

日 時 令和8年7月27日（月）
午後3時00分～
場 所 本庁舎11階 北会議室

1 開 会

2 自己紹介

3 役員の選出

4 議 事

（1）報告事項

- ① 前橋市の学校給食について資料 1
- ② 学校給食用食材の検査について資料 2
- ③ 学校給食における地産地消の取り組みについて資料 3
- ④ 西部共同調理場の延命化工事進捗状況資料 4
- ⑤ 学校給食費の収納状況と取り組みについて資料 5
- ⑥ 令和8年度の学校給食費について資料 6

（2）審議事項

- ① 放射能検査の廃止について資料 7

（3）その他

5 閉 会

○前橋市学校給食運営委員会規則

平成16年10月15日

教育委員会規則第8号

(設置)

第1条 前橋市立幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）の学校給食に関する事項について審議し、教育長に助言するため、前橋市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（平19教委規則7・平30教委規則1・一部改正）

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議し、教育長に助言する。

- (1) 学校給食の実施予定に関する事項
- (2) 学校給食における食の指導に関する事項
- (3) 学校給食費に関する事項
- (4) 学校給食施設の運営に関する事項
- (5) 学校給食施設の開設及び廃止に関する事項
- (6) その他学校給食に関し必要な事項

（平30教委規則1・一部改正）

(組織)

第3条 運営委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 市立学校のPTAの代表
- (2) 学識経験者
- (3) 市立学校の校長及び園長の代表
- (4) 市立学校の栄養士の代表
- (5) 市立学校の給食主任の代表
- (6) その他教育長が認める者

（平25教委規則2・一部改正）

(任期等)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年12月5日から施行する。

附 則（平成19年3月30日教委規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日教委規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月15日教委規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

前橋市の学校給食について

資料1

1 概 要

本市の小・中学校・特別支援学校・幼稚園の給食は、市内6か所に設置している共同調理場において完全給食を実施している。

献立は、文部科学省の学校給食摂取基準に基づき、食品構成、子どもの嗜好等を考慮して作成し、PTA、学校の代表者等による献立会議において内容を検討している。

給食用食材は、安全・安心な食材の調達を図るため、書類審査、現物審査（献立会議内で実施）を経て、食材を一括購入している。

また、給食食材の放射性物質検査を市独自で実施し、その結果を市ホームページで公表するなど、安全・安心な学校給食の提供に努めている。

2 施設概要

学校給食共同調理場（令和8年5月1日現在）

共同調理場名	開設年月	建物面積(m ²)	受配校	学級数	対象調理食数			職員数 (臨時は除く)
					児童生徒	教職員	合計	
東 部	平 6.4	1,782	14 校	237	4,358	400	4,758	※ 3
西 部	平元.1	1,603	13 校	203	4,658	338	4,996	※ 3
南 部	平14.9	2,551	16 校	273	5,865	453	6,318	※ 3
北 部	平19.8	3,066	15 校 1 園	236	4,991	417	5,408	32
宮 城	平16.4	561	5 校 1 園	41	555	85	640	6
富士見	平17.4	1,366	5 校	71	1,436	118	1,554	8
計			68 校 2 園	1,061	21,863	1,811	23,674	55

※東部・西部・南部は調理業務及び配送業務を民間委託

3 学校給食費（令和8年度）

（令和8年4月改定）

区分		給食回数	1食単価	年間給食費	徴収方法
小学校	1～5年	193回	(340円)	(65,620円)	無償化
	6年	192回		(65,280円)	
	特別支援 1年	188回		(63,920円)	
	特別支援 2～5年	191回		(64,940円)	
	特別支援 6年	183回		(62,220円)	
中学校	1～2年	194回	(400円)	(77,600円)	無償化
	3年	184回		(73,600円)	
	特別支援 1～2年	189回		(75,600円)	
	特別支援 3年	181回		(72,400円)	
幼稚園	年少	簡易6+180回	230円	42,240円 (58,590円)	定額方式 (年11回徴収)
	年中年長	186回	(320円)	42,780円 (59,520円)	

※令和6年6月より市立中学校及び特別支援学校中学部を無償化し、さらに令和7年

4月からは市立小学校及び特別支援学校小学部についても無償化を実施している。
 ※（ ）内の金額は、公費負担前の金額
 ※給食1食当たりの単価については、令和8度から幼稚園で10円、小学校で20円、
 中学校で25円引上げを行った。幼稚園の給食費については令和7年度までの80円
 に加え、10円を上乗せした90円を公費で負担している。
 ※年間実施回数、年間給食費及び徴収回数は当初予定を記載

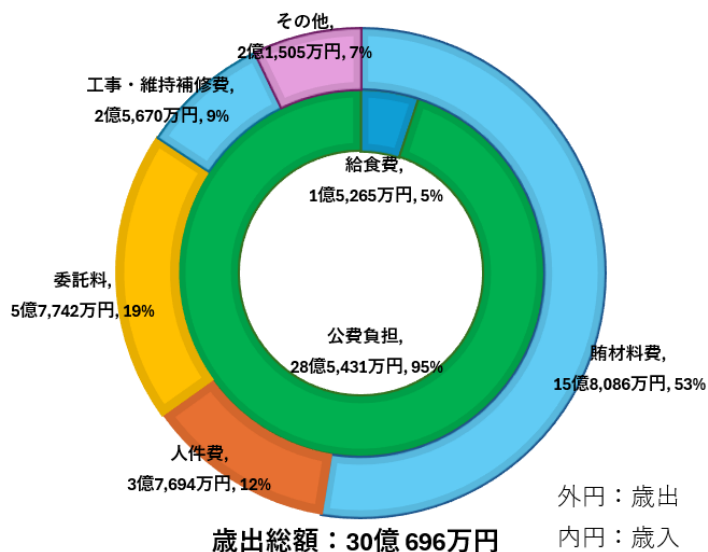
4 学校給食費納入状況（令和7年度実績）歳入

学校給食費調定額	納入済額	納入率
152,713,125円	152,652,890円	99.96%
※未納額 60,235円		0.04%

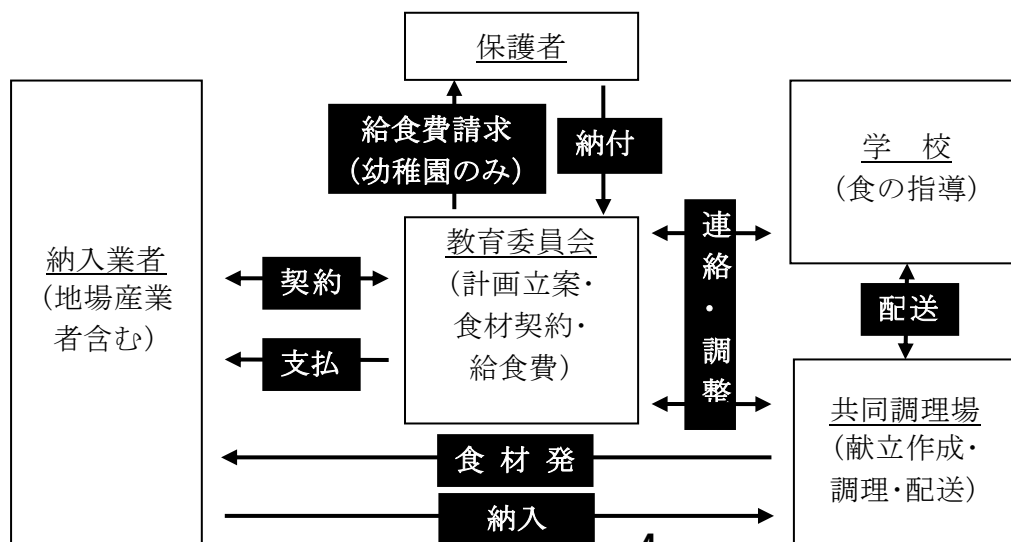
5 学校給食運営費（令和7年度実績）歳出

人件費、管理・調理場運営事業費等 (A)	賄材料費（食材） (B)
1,426,103,616円	1,580,858,643円
(学校給食運営の総額) (A) + (B)	
3,006,962,259円	

学校給食に関わる費用割合（令和7年度決算）



6 前橋市の学校給食概略図



学校給食用食材の検査について

1 放射性物質検査

北部共同調理場で調理前の食材を検査し、結果はホームページで公表しています。

検査核種：放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137 の総和）

検出限界値（基準値）：10 ベクレル/kg

(1) 令和 7 年度実績：539 検体

(2) 検査結果：検出なし

(3) 過去の検出状況

- ・平成 24 年度 「なめこ」「栗」 微量検出（基準値以下）
- ・平成 25 年度 「まいたけ」 微量検出（基準値以下）
- ・平成 29 年度 「なめこ」「まいたけ」 微量検出（基準値以下）

2 細菌検査（食材食品検査）

(1) 令和 8 年度実績

- ・1 学期：120 検体

(2) 検査結果

- ・1 学期：6 件検出あり（セレウス菌、サルモネラ菌）

※セレウス菌およびサルモネラ菌は、土壌や河川、動物など自然界に広く存在する通性嫌気性菌です。これらの菌は自然界に広く分布しているため、食材に付着する可能性はありますが、調理時に十分な加熱を行うことで、菌は死滅します。また、今回検出された菌数は食中毒発症菌量の目安を大幅に下回ることから、健康への影響はないと考えられます。

3 残留農薬検査

(1) 令和 8 年度実績

- ・1 学期：6 検体

(2) 検査結果

- ・全項目検出なし

学校給食における地産地消の取り組みについて

1 前橋市産野菜の使用状況（重量ベース）

令和7年度実績 25.74%

令和6年度実績 27.17%

※減少理由

市産野菜を最優先で納品するよう青果業者に依頼しているが、猛暑等の天候不順に加え、農家の高齢化により、給食への大量納品、早朝納品等が困難になってきている面があるため。

2 前橋市産等の使用状況



野菜（令和7年度 重量ベース） 前橋市産 25.74%

【他市：野菜（令和7年度 重量ベース）】↓
市産 高崎市 14.6%、渋川市 18.6%、伊勢崎市 19.3%

牛乳
群馬県産 100%

ごはん
前橋市産 100%
（農業を減じた特別栽培米も一部使用）

ほか加工食品等の食材選定審査において「前橋市産原材料を10%以上使用しているもの」を加点し、できるだけ前橋市産が多くなるよう努めている

鶏肉（もも肉） 100%前橋産を使用
豚肉、鶏肉（もも肉以外） 一部前橋産を使用

(令和8年度実施予定事業)

1 前橋産の豚肉を使用した献立の提供【継続・拡充】

《目 的》市農政課と連携し、本市が推奨する赤城の恵ブランドの認証品「まえばし麦豚」を学校給食で提供することにより、児童生徒の地元農産物への意識付けを目的とする。

《実施月》令和8年7月、11月、2月

7月 「まえばし麦豚」を使用した各調理場の自由献立

11月 行事食「まえばし麦豚すきやき」

2月 学校給食週間「まえばし麦豚カレー」

《対 象》全調理場（市内のすべての市立小中学校、幼稚園）



【R7.11.25 元総社小学校3年生】

2 前橋産の有機野菜を使用した献立の提供【継続・拡充】

《目 的》環境への配慮がより一層求められる「有機農業」について、学校給食を通じて児童生徒に知ってもらう機会として「有機野菜献立の日」を実施する。有機野菜は、必要量の確保などの課題があるため、令和7年度は富士見共同調理場のみにて実施した。令和8年度は有機野菜の日である12月8日に、富士見共同調理場（1日約1,600食）及び宮城共同調理場（1日約700食）で実施する。宮城共同調理場では有機野菜に併せて、まえばし麦豚及び前橋市宮城地区粟の献穀実行委員会からの献穀粟を使用した献立を実施する。

《実 施 月》令和8年12月8日

《対 象》宮城共同調理場（滝窪小、金丸分校、宮城小、月田小、宮城中）

1日約700食（教職員含む）

《献 立》粟ご飯、豆腐ハンバーグ和風ソースかけ、まえばし豚汁、ツナマヨサラダ、牛乳

《使用野菜》大根、ネギ、ブロッコリー、ニンジン、白菜、小松菜

《対 象》富士見共同調理場（原小、石井小、時沢小、白川小、富士見中）

1日約1,600食（教職員含む）

《献 立》若鶏のねぎチリソースかけ、白菜と春雨のスープ、ブロッコリーと大根のナムル、ごはん、牛乳

《使用野菜》大根、ネギ、ブロッコリー、ニンジン、白菜、小松菜

西部共同調理場の延命化工事進捗状況

1 事業概要

西部共同調理場は築 37 年（昭和 63 年竣工）が経過し、施設内外部ともに老朽化が進行しており、調理設備・機器も更新が必要となっていることから、現在の学校給食衛生管理基準に適合するよう改修等を行い、継続して安全安心な給食の提供を行えるように、施設の延命化と衛生面の強化を図るもの。

2 全体スケジュール

平成 30 年度：基本設計

令和 1 年度：実施設計

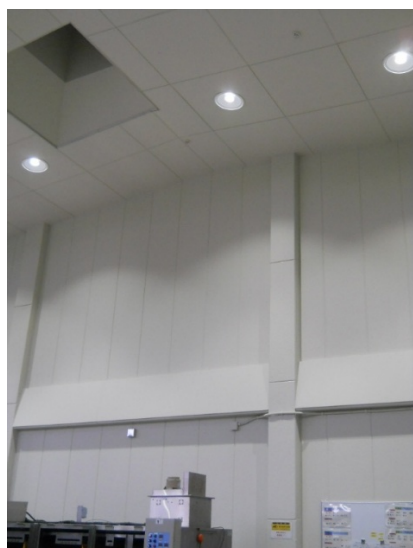
令和 2～10 年度：施設改修、設備等更新（夏季休暇期間中）

3 令和 7 年度の主な工事等

① 【洗浄室】天井・壁
の塗り替え

② 【洗浄室】大型エアコン
（3 台）の新設

③ ボイラー（2 台）の更新



4 今後の予定

令和 8 年度は洗浄室の床、トイレ等の施設改修。空調設備、配送コンテナ等の設備等更新を予定。

学校給食費の収納状況と取り組み

1 学校給食費の収納状況

※収入額、収入未済額は各年度の出納閉鎖時

		調定額 (円)	収入済額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	前年比 (%)	収納率 (%)
R 3 決算	現	1,233,707,320	1,229,100,720		4,606,600		99.63
	滞	18,695,011	7,466,565	111,070	11,117,376		39.94
	計	1,252,402,331	1,236,567,285	111,070	15,723,976		98.74
R 4 決算	現	1,201,130,580	1,197,780,500		3,350,080	72.72	99.72
	滞	15,718,216	5,372,820	34,820	10,310,576	92.74	34.18
	計	1,216,848,796	1,203,153,320	34,820	13,660,656	86.88	98.87
R 5 決算	現	1,195,166,890	1,191,508,910		3,657,980	109.19	99.69
	滞	13,660,656	4,188,700	143,207	9,328,749	90.48	30.66
	計	1,208,827,546	1,195,697,610	143,207	12,986,729	95.07	98.91
R 6 決算	現	840,786,630	839,214,850		1,571,780	42.97	99.81
	滞	12,986,729	3,801,570	241,150	8,944,009	95.88	29.27
	計	853,773,359	843,016,420	241,150	10,515,789	80.97	98.74
R 7 決算	現	152,713,125	152,652,890		60,235	3.83	99.96
	滞	10,515,789	2,509,400	22,250	7,984,139	89.27	23.86
	計	163,228,914	155,162,290	22,250	8,044,374	76.50	95.06

※令和6年6月から市立中学校生徒、令和7年4月から市立小学校児童の給食費無償化開始

2 令和8年度学校給食費（現年度分）の収納状況（4～6月調定分）

※令和8年7月16日時点

調定額 (円)	収入済額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 (%)
42,534,875	42,331,005	0	203,870	99.52

3 滞納整理に係る取り組み

通年：電話督促及び戸別訪問(令和7年度約380件)

偶数月：申出書に基づく児童手当からの引き去り(15件)

6月：税外債権徴収業務の収納課移管(21件)

9月：未納者に対する催告書発送(約130件)

1月：未納者に対する催告書発送(約130件)

4 収納課移管債権の収納状況

移管対象：主に高額滞納者及び長期（1年以上）滞納者

年度	移管 件数	移管 債権額	移管後 納付済額
R7	48	2,306,460	635,370
R8	21	759,200	86,000
※R8はR8.7.3時点			

令和8年度の学校給食費について

資料 6

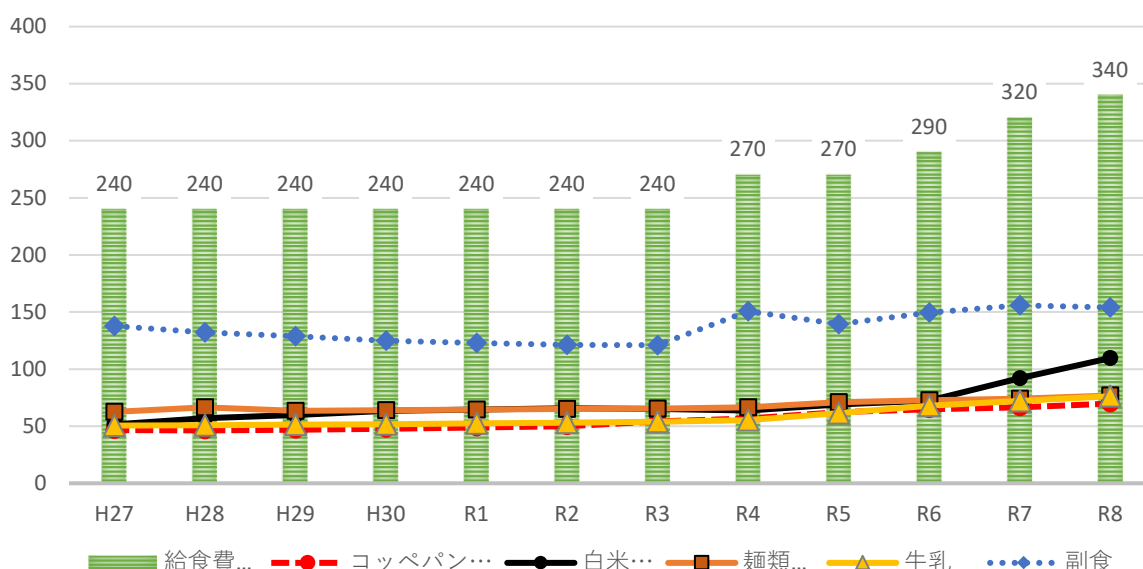
(1) 給食費単価及び公費負担

本市の学校給食費は平成27年度から据え置いてきましたが、食材の高騰により令和4年度に1食あたり30円、令和6年度、令和7年度に20円ずつ引上げ、保護者負担軽減のため同額を公費負担としてきました。しかしながら、更に食材価格は高騰し、下記の表のとおり白飯80g（小学校5・6年生）の令和8年度の契約額は前年比較で約19.2%の値上げ、牛乳について約5.8%の値上げとなったことから、令和8年度は幼稚園では10円、小学校では20円、中学校では25円の引上げをしました。

(参考) 表 小学校5・6年生の学校給食基本物資契約額の推移

単位：円（税込み）

小学生	主食			飲料	副食	給食費	給食費
年度	コッペパン (50g)	白米 (80g) ※前橋産 減農薬米	麺類 (うどん180g)	牛乳	副食	給食費 (献立作成 単価)	公費 負担額
H27	46.56	51.58	62.56	50.57	137.85	240	0
⋮	⋮	⋮	+23.8%	⋮	⋮	⋮	⋮
R3	54.3	65.08	65.50	53.92	121.00	240	0
R4	56.72	63.85	66.56	55.41	150.74	270	+30円 30
R5	62.46	69.09	+13.5% 70.99	61.47	+22.8% 139.44	270	30
R6	64.79	72.48	+27.0% 72.73	68.05	+6.0% 149.47	290	+20円 50
R7	66.60	92.03	+19.2% 74.07	72.10	+5.8% 155.87	320	+30円 320
R8	69.79	109.66	76.86	76.27	154.07	340	+20円 340
R3-R8比較	+15.5円	+44.6円	+11.4円	+22.4円	+33.1円	+100.0円	
	128.53%	168.50%	113.08%	141.45%	127.33%	141.67%	



(2) 市立小中学校の無償化

本市では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和6年6月より市立中学生校に通う生徒を対象とした学校給食費の無償化を開始し、令和7年度4月より市立小学校まで拡大することといたしました。

今年度より国の子育て支援に取り組む自治体の支援が開始されることになり、公立小学校分を対象に交付金が支弁されることになりましたが、基準額との単価差については引き続き公費で負担します。

1 これまでの経緯

本市では、平成 23 年の東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、学校給食に対する安全確保及び保護者の不安軽減のため、給食食材の放射性物質検査を実施し、その結果を公表してきた。

これは当時、食品の安全性に対する社会的関心が極めて高く、自治体としても独自の確認体制を設ける必要があったことによるものである。

2 現在の国の基準及び検査体制

(1) 厳格な基準値の設定

国においては平成 24 年 4 月から、食品中の放射性物質について以下の基準値が設定されている。
(「食品中の放射性物質に係る規格基準の設定」)

【表】放射性セシウムの基準値

食品群	基準値
一般食品	100Bq/kg
牛乳・乳児用食品	50Bq/kg
飲料水	10Bq/kg

これらは、年間被ばく線量 1 ミリシーベルト以下となるよう、国際基準（コーデックス基準※）も踏まえ設定されたものであり、乳幼児を含めすべての世代に配慮した極めて厳しい基準となっている。
※FAO（国連食料農業機関）と WHO（世界保健機関）の合同委員会が指標としているもの。

(2) 流通段階での徹底した検査

現在も国の指示に基づき、自治体が生産・流通段階で計画的に検査を実施しており、
・検査結果は国に集約され公表
・基準値超過の場合は出荷制限・流通禁止
といった措置が講じられている。また、検査対象は近年の結果を踏まえ、**野生きのこ・山菜類、野生鳥獣肉**など、リスクが高い品目に重点化されている。

(3) 近年の検査結果（安全性の確認）

国の全国調査（マーケットバスケット調査）では、食品由来の年間被ばく線量
→ 約 0.0005～0.0009mSv

基準値の基礎となる 1mSv に対し

→ 約 0.1%程度

とされ、極めて低い水準で推移している。さらに、直近の検査でも **基準値を超える食品は確認されていない状況**となっている。

3 本市の状況

本市においても、これまで継続して実施してきた学校給食食材の検査において、

- ・基準値超過事例は確認されていない
- ・検出値も極めて低い水準で推移している

このことから安全性は十分に確保されている状況である。

4 廃止の考え方

以上を踏まえ、本市としては以下の理由により、独自検査を廃止としたい。

- (1) 国の多重的な安全確保体制が確立している
- (2) 長期間にわたり安全性が確認されている
- (3) 検査の重点化が進んでいる
- (4) 行政資源の有効活用

5 まとめ

福島第一原発事故以降、国において厳格な基準と検査体制が確立され、現在では食品由来の放射線量の超過事例は確認されていない。こうした状況から、本市が独自に実施してきた学校給食食材の放射性物質検査については、その役割を一定程度終えたものと判断し、廃止としたい。